

個人情報の適切な取扱いに関する基本指針

1. 「個人情報の保護に関する法律」の施行に関して、橋本市民病院における「個人情報の適切な取扱いに関する基本指針」を公示する。

2. 個人情報取扱事業者
橋本市民病院
- 取扱管理者：院長
 - 監督者（個人情報保護担当者）：事務局長
 - 担当部署：事務局 医事情報課

3. 個人情報保護に関する理念及び方針
個人の人格尊重の理念のもとに個人情報を取扱い、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守する。この理念に基づき、個人情報の取扱いに関するプライバシー問題をはじめとする個人の人格的・財産的な権利・利益の侵害防止に努める。
個人情報が医学的に活用される場合の取扱いは、次の医学関連分野の関連指針と厚生労働省の当該ガイドラインに従う。

医学関連分野の関連指針

- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針
- 疫学研究に関する倫理指針
- 臨床研究に関する倫理指針
- 遺伝学的検査に関するガイドライン
- ヒト遺伝情報に関する国際宣言 (UNESCO)

4. 当院における通常必要と考えられる個人情報の利用目的

(1) 患者への医療の提供に必要な利用目的

① 病院での利用

- ア) 患者等に提供する医療サービス
- イ) 保険請求事務
- ウ) 患者に係る病院の管理運営業務のうち

- ・ 入退院等の病棟管理業務
- ・ 会計、経理業務
- ・ 医療事故の報告
- ・ 当該患者の医療サービスの向上対策

エ) 院内がん登録

② 他の事業者への情報提供

ア) 当院が患者等に提供する医療サービスのうち

- ・ 他の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・ 他の医療機関からの照会への回答
- ・ 診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

- ・ 検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ・ 家族等への病状説明

イ) 保険請求事務のうち

- ・ 保険業務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会の回答

ウ) 事業者からの委託を受けて健康診断を行なった場合の事業者への結果報告

エ) 医師賠償責任保険等に係る医療に関する団体、保険会社等への相談又は報告

オ) 都道府県が行う地域がん登録事業への情報提供、全国地域がん診療拠点病院連絡協議会等への報告及び予後調査事業への協力

(2) 上記以外の利用目的

① 病院としての利用

ア) 病院の管理運営業務のうち

- ・ 医療業務等の維持・改善のための基礎資料
- ・ 研修医師、学生等への教育目的のための利用
- ・ 症例研究等のための利用

② 他の事業者等への情報提供

ア) 病院の管理運営業務のうち

- ・ 外部監査期間への情報提供

5. 利用範囲の確立・第三者提供及び通知

個人情報保護法第 23 条第 1 項に基づき、下記事項は利用目的の制限を越えて対応する。

(1) 法令に基づく場合

(2) 本人又は第三者の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

6. 法令に基づく利用目的

(1) 法令上病院(医療従事者を含む)が行なうべき義務としているもの

ア) 医師が感染症の患者等を診断した場合における都道府県知事への届出
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条)

イ) 特定生物由来製品の製造承諾取得者等からの要請に基づき病院等の管理者が行なう当該製品を使用する患者の記録の提供
(薬事法第 68 条の 9)

ウ) 医師、薬剤師等の医薬関係者が行なう厚生労働大臣への医薬品等の副作用・感染症等の報告
(薬事法第 77 条の 4 の 2)

エ) 医師等による特定医療用具の製造承認取得者等への当該医療用具利用者に係る情報の提供
(薬事法第 77 条の 5)

オ) 自ら治験を行なう者が行なう厚生労働大臣への治験対象薬物の副作用、感染症報告
(薬事法第 80 条の 2)

カ) 処方せんに疑わしい点があった場合における、薬剤師による医師への疑義照会
(薬剤師法第 24 条)

キ) 調剤時における患者又は現に看護に当たっている者に対する薬剤師による情報提供
(薬剤師法第 25 条の 2)

ク) 医師が麻薬中毒者と診断した場合における都道府県知事への届出
(麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 2)

ケ) 保険医療機関及び保険薬局が療養の給付等に関して費用を請求しようとする場合における審査支払機関への診療報酬請求書・明細書等の提出等
(健康保健法第 76 条等)

コ) 家庭事情等のため退院が困難であると認められる場合等、患者が一定の要件に該当する場合における保険医療機関による健康保険組合等への通知
(保険医療機関及び保険医療養担当規則第 10 条等)

サ) 診療した患者の疾病等に関して他の医療機関等から保険医に照会があった場合における対応
(保険医療機関及び保険医療養担当規則第 16 条の 2 等)

シ) 施設入所者の診療に関して、保険医と介護老人保健施設の医師との間の情報提供
(老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準第 19 条の 4)

ス) 患者から訪問看護指示書の交付を求められた場合等における、当該患者の選定する訪問看護ステーションへの交付及び訪問看護ステーション等からの相談に応じた指導等
(保険医療機関及び保険医療担当規則第 19 条の 4 等)

セ) 医師等による都道府県知事への不妊手術又は人工妊娠中絶の手術結果に係る届出
(母体保護法第 25 条)

ソ) 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による、児童相談所等への通告
(児童虐待の防止等に関する法律第 6 条)

タ) 要保護児童を発見した者による児童相談所等への通告
(児童福祉法第 25 条)

(2) 法令上病院(医療従事者を含む)が任意に行なうことができる事項として明記されているもの

ア) 配偶者からの暴力により負傷又は疾病した者を発見した者による、配偶者暴力相談支援センター又は警察への通報
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 6 条)

(3) 行政機関等の報告徴収、立入検査等に応じることが間接的に義務付けられている事項

ア) 医療監視員、薬事監視員、都道府県職員等による立入検査等への対応
(医療法第 25 条及び第 63 条、薬事法第 69 条、臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律第 20 条の 5 等)

イ) 厚生労働大臣、都道府県知事等が行なう報告命令等への対応
(医療法第 25 条及び第 63 条、薬事法第 69 条、健康保険法第 60 条・78 条・94 条)

ウ) 指定医療機関の管理者からの情報提供要求への対応
(医療観察法第 90 条)

エ) 保護観察所の長からの協力要請への対応
(医療観察法第 101 条)

オ) 保護観察所の長との情報交換等による関係機関相互間の連携
(医療観察法第 108 条)

カ) 政府等が実施する指定統計調査の申告
(統計法第 5 条)

キ) 社会保険診療報酬支払基金等審査委員会が行なう報告徴収への対応
(社会保険診療報酬支払基金法第 18 条)

ク) モニター、監査担当者及び治験審査委員会等が行なう原医療記録の閲覧への協力
(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第 37 条)

7. 第三者提供の除外事項

下記の事項についてあらかじめ本人に通知又は、本人が容易に知りうる状態においてあるときは、本人の同意が得られていると考えて当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 必要に応じて他の医療機関と連携を図る場合

(2) 当該傷病を専門とする他の医療機関の医師等に指導・助言を求める場合

(3) 家族等への病状の説明(本人と家族に同時に説明を行なう場合)

(4) 同一業者間の情報提供

- ア) 他の診療科との連携
- イ) 同一事業者が開設する複数の施設間における情報の交換
- ウ) 職員を対象とした研修目的での利用
- エ) 研修医の研修のための利用
- オ) 病院事業での経営分析のための情報交換

(5) その他第三者の除外項目

ア) 医療費を審査支払機関や国、地方公共団体等に請求する場合
イ) 委託を受けて健康診断等を行なった場合の結果表の通知及び請求

- ウ) 検査、医事業務等の業務を委託する場合
- エ) 外部の監査機関(日本医療機能評価機構等)への情報提供
- オ) 特定の者と共同して利用することをあらかじめ通知等している場合

8. 本人の同意が得られている場合の対応

上記の「利用目的」「利用目的の例外」「第三者提供の除外事項」において同意が得られていると考えられる場合でも、患者への医療の提供に必要な直接的、間接的な運用及び間接的利用目的に限られる。そのため以下の条件を併せて同意を得ることが必要である。

ア) 患者が同意し難い項目がある場合は、その事項につきあらかじめ本人の明確な同意を得ること

イ) 意思表示のない場合は、同意を得られたものとみなす
ウ) 同意及び保留等は、その後患者からの申し出によりいつでも変更することが可能である

9. 第三者提供につき、本人の同意を得る必要がある場合
下記事項については、本人の同意がなければ当該個人情報を提供してはならない。

- ア) 民間保険会社からの照会及び医療費等の請求
- イ) 当該本人が勤務する職場からの照会
- ウ) 学校等からの照会
- エ) マーケティング等を目的とした会社、団体等からの紹介

10. 開示、訂正、利用停止等の手続方法

満 15 歳以上の患者本人から保有個人データの開示を求められた場合は、遅滞なく開示しなければならない。

なお、開示の求めは代理人によって行なうことができる。その代理人の要件は次のとおりとする。

- ア) 満 15 歳未満の未成年者又は成年被後見人等の法定代理人
- イ) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

(1) 開示の受付方法

- ア) 開示の申し出先 事務局 医事情報課
- イ) 開示に要する書面 別紙様式 第4号 事務局 医事情報課に常備

- ウ) 本人又は代理人の確認
 - ・ 運転免許証、健康保険証、旅券、年金手帳等の本人確認ができる公的書類
 - ・ 患者本人からの代理人確認書 (別紙様式 第1号等)

(2) 開示しないことができる場合は次のとおりとする。
ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
イ) 病院の業務の適正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
ウ) 他の法令に違反することになる場合

(3) 訂正及び利用停止等
情報内容が事実でないという理由で訂正を求められた場合、又は不適切な利用目的であるという理由で利用停止を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行ない訂正、利用停止の必要がない場合を除いてその結果の訂正、利用停止の措置を行なう。

- ・ 個人情報に関する訂正・追加・削除請求書 別紙様式 第5号
- ・ 個人情報に関する利用停止請求書 別紙様式 第6号

(4) 訂正及び利用停止等が必要でない場合
措置を行なう必要がない場合としては次の項目とする。
ア) 利用目的から見て訂正等が必要でない場合
イ) 誤りであることの指摘が正しくない場合
ウ) 訂正等の対象が事実でなく、評価に対する情報である場合
エ) 利用停止の求めがあっても、手続違反等の指摘が正しくない場合

11. 苦情の申し出先

苦情等に関する申し出先は、事務局 医事情報課とする。

附則

この指針は平成17年4月1日から施行する。

附則

この指針は平成20年10月1日から施行する。

附則

この指針は平成22年1月1から施行する。